



被害者の視点を取り入れた教育

地域社会とともに
開かれた矯正へ

- 対象者 被害者の命を奪い、又はその心身に重大な被害をもたらすなどの罪を犯し、被害者及びその遺族等に対する謝罪や被害弁償について特に考えさせる必要がある者
- 指導者 刑事施設の職員（教育専門官、心理専門官、刑務官）、民間協力者（犯罪被害者及びその遺族等、被害者支援団体、犯罪被害者問題に関する研究者、警察及び法曹関係者等）
- 指導方法 ゲストスピーカー等による講話、講義、視聴覚教材の視聴、グループワーク、役割交換書簡法、課題作文、個別面接等を適宜組み合わせる
- 指導内容等
 - 【導入プログラム】 刑執行開始時指導終了後おおむね1年以内に実施 1単元60～90分 全3単元 標準実施期間：1～3か月
 - 【準備プログラム】 導入プログラム終了後から本科プログラム開始までの間、年1回以上を標準とし対象者の刑期、資質及び指導の効果等を考慮して実施
 - 【本科プログラム】 1単元50分 全12単元 標準実施期間：3～6か月
 - 【継続プログラム】 本科プログラム終了後、年1回以上を標準とし、釈放前おおむね1年間は2回以上実施

■ 導入プログラム：受刑に対する気持ちを整理させ、犯した罪やその影響に向き合う心構えを作る。

- | | |
|--|--|
| オリエンテーション | ・受講の目的と意義について理解させる。等 |
| 事件の振り返り | ・自分の事件を振り返り、事件に至った自己の問題点について考えさせる。 |
| 被害者及びその遺族等の被害に関する心情及び置かれている状況の理解と今後の受刑生活の在り方 | ・被害者及びその遺族等の被害に関する心情及び置かれている状況について、事例を基に学ばせる。
・受刑期間を通じて事件や被害者及びその遺族等に向き合う動機付けを高めさせる。等 |

■ 準備プログラム：自己の問題に目を向けさせ、被害者及びその遺族等の被害に関する心情及び置かれている状況並びに聴取した心情等に向き合わせるなどして、自らのしよく罪の在り方を模索させる。

- | | |
|-------------|---|
| 本科プログラムへの準備 | ・本科プログラムの実施に向け、導入プログラム及び本科プログラムの各項目のうち、対象者に指導する必要性が高いと認められるものについて、当該項目に準じて行う。 |
|-------------|---|

■ 本科プログラム：自らの犯罪と向き合うことで、犯した罪の大きさや被害者及びその遺族等の被害に関する心情及び置かれている状況並びに聴取した心情等を認識させ、被害者及びその遺族等に誠意を持って対応していくとともに、再び罪を犯さない決意を固める。

- | | |
|--|--|
| オリエンテーション | ・受講の目的と意義を理解させる。 |
| 命の尊さの認識 | ・命の尊さや生死の意味について、具体的に考えさせる。 |
| 被害者及びその遺族等の被害に関する心情及び置かれている状況並びに聴取した心情等の理解 | ・被害者及びその遺族等の被害に関する心情及び置かれている状況並びに聴取した心情等について、様々な観点から多角的に理解させる。 |
| 罪の重さの認識 | ・犯罪行為を振り返らせ、自分が犯した罪の重さ、大きさを認識させる。 |
| 謝罪及び被害弁償についての責任の自覚 | ・被害者及びその遺族等に対して、謝罪や被害弁償の責任があることについて自覚させる。 |
| 具体的な謝罪及び被害弁償の方法 | ・具体的な謝罪及び被害弁償の方法について自分の事件に沿って考えさせる。 |
| 再び罪を犯さない決意 | ・再び罪を犯さないための具体的方策を考えさせる。 |

ゲストスピーカー講演

■ 継続プログラム：再び罪を犯さない具体的な方法を考えさせるとともに、被害者及びその遺族等に対する謝罪や被害弁償に向けた具体的な行動を考えさせる。

- | | |
|-----------|--|
| 継続的な指導の実施 | ・謝罪及び被害弁償についての責任の自覚を深め、その方法を具体化するため、導入プログラム及び本科プログラムの各項目のうち、対象者に指導する必要性が高いと認められるものについて、当該項目に準じて行う。 |
|-----------|--|



被害者及びその遺族等の心情や置かれている状況等について、犯罪被害者等を刑事施設に招へいし、講演等を実施。